

介護保険 要介護認定調査業務に係る委託業務請書（委託業務内容等抜粋）

1 委託業務の内容

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定・要支援認定調査業務

- ① 神戸市（以下「甲」という。）は、介護保険被保険者又は被保険者になる見込みの者（以下「対象者」という。）からの申請に基づき、受託者（以下「乙」という。）に、報告書の提出期日を指定し要介護認定・要支援認定調査（以下「認定調査」という。）を依頼する。
- ② 乙は、乙の責任において対象者と認定調査に係る日程を調整のうえ認定調査を実施する。なお、認定調査に従事する者（以下「調査員」という。）は、3で定める者（取消届出を提出した者を除く。）とし、認定調査の実施にあたっては、対象者及びその立会人に認定調査依頼書及び甲の発行する神戸市介護保険認定調査員証（以下「調査員証」という。）を提示し、別途配布する「認定調査にあたって調査員が説明すべき重要事項」についての説明を行うこと。
- ③ 乙は、認定調査の依頼時に同封する介護保険要介護認定調査票（以下「調査票」という。）に調査内容を記載し調査票の提出を以て甲へ報告する。
- ④ 調査票の提出期限は、認定調査依頼時に定める期日とする。ただし、認定調査に係る日程の都合等やむを得ない理由により期日以内に調査票の提出が難しい場合、期日を越えて報告することができる。
- ⑤ 認定調査の実施及び調査票の記入にあたっては、別途配布する「神戸市認定調査マニュアル」によること。
- ⑥ 乙が、調査票の記載内容に関する甲からの問合せ等に対応するために調査票を複製することを承認する。ただし、複製を保持する期間は、問合せ等が終了した時点（概ね3か月）までとし、その時点をもって複製を破棄することとする。

(2) ケアプラン関連調査業務

介護サービスの利用状況等が要介護状態区分にふさわしい内容であるかの確認を行い、その報告を行うこと。

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく介護扶助に係る認定調査業務

乙は、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者についても、甲の依頼に基づき、1（1）及び（2）で定める認定調査を実施し、甲に報告する。

2 委託業務の履行場所、作業場所等

(1) 認定調査の実施

対象者が甲に申請する申請書に記載した訪問先（対象者又はその調整人から訪問先の変更依頼があった場合は変更後の訪問先）において実施する。

(2) 報告書の作成

個人情報第三者に知られることのないよう、乙の本所又は運営する事業所等において行う。

3 調査員の資格及び届出等

(1) 調査員の資格

介護保険法第28条第6項（第33条第4項において準用する場合を含む。）に規定する介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者で甲が指定する調査員資格取得に必要な研修を修了した者。ただし、虚偽の報告等、認定調査においての不正な行いが発覚した場合、5年間資格取得を認めない。

(2) 調査員の届出

乙は、調査員にかかる以下の事項を、甲に届け出ること。変更・取消があった場合も同様とする。

- ① 調査員コード（新規の届出の場合は不要）
- ② 調査員氏名・生年月日
- ③ 介護支援専門員証登録番号、登録年月日及び有効期間満了日
- ④ 介護支援専門員の受験資格（対象となる職種）
- ⑤ 認定調査員新規研修受講年月・開催自治体

(3) 調査員証の交付等

- ① 甲は、調査員の届出（取消届出を除く。）があったとき又は再発行の申請があったときに調査員証を交付する。
- ② 調査員証の有効期限は委託期間等終了日とする。ただし甲が必要と認める場合は、有効期限を短縮できる。
- ③ 調査員の資格を喪失した場合又は調査員の取消届出を行った場合、調査員証を甲に返却すること。

(4) 調査員の他の業務

居宅介護支援業務又は併設の他の事業業務との兼務を妨げないが、いずれも認定調査業務に支障のない範囲で行うこと。

4 義務及び遵守事項

(1) 乙は、調査員の資質を向上させるため必要な措置を講じること。

(2) 調査員は、認定調査業務を行うにあたって、次に掲げる事項を遵守すること。

- ① 対象者の意思及び人権を尊重し、公平かつ公正な認定調査を実施すること。
- ② 対象者及び利害関係者からの認定調査業務に係る相談及び苦情に対し、迅速かつ誠実に対応すること。
- ③ 認定調査業務に係る相談及び必要な支援に関する費用については無料とすること。
- ④ 勧誘、サービスや物品の宣伝・斡旋・販売等の営利目的の行為、現金・物品等の授受、及び宗教・政治的活動等を行わないこと。

(3) 個人情報の取扱いに関しては、細心の注意を払い、神戸市情報セキュリティポリシーを遵守すること。

認定調査委託業務請書約款

第 1 条（総則） 甲は、介護保険 要介護認定調査業務に係る委託業務請書（以下「請書」という。）に定める業務（この請書において「委託業務」という。）の給付を委託し、乙はこれを受託して甲のために誠実に履行する。

2 乙は、頭書の表に定める委託期間等において委託業務を履行しなければならない。

3 この契約は、頭書の表に定める委託期間等の経過をもって、なお効力を有すると定められた規定を除いて終了するものであって、別途請書の締結をすることなくこの契約が更新されるものと解することはできない。

第 2 条（再委託の禁止） 乙は、委託業務を、自己の責任において完全に履行しなければならない。

2 乙は、甲の書面による事前の承諾なくして、委託業務を第三者へ委託（請負その他これに類する行為を含む。）（以下「再委託」という。）してはならない。

3 甲は、委託業務の全部又は大部分についての一括した再委託の承諾をすることはできない。

4 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾なくして、この契約上の地位又はこの契約によって生ずる権利若しくは義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。ただし、本契約にもづく権利については、あらかじめ、甲が、当該第三者に対して本項に定める譲渡制限特約の存在及び内容を書面により通知し、かつその書面の原本証明の写しを甲に交付した場合には、本項の違反を構成しない。

5 乙が、前払金の使用や部分払等によってもなお本契約の目的物に係る仕事に必要な資金が不足することを疎明したときは、甲は、特段の理由がある場合を除き、この請負代金債権の譲渡について、前項本文の承諾をしなければならない。この場合において、乙は、請負代金債権の譲渡によって得た資金を、本契約の目的物に係る仕事以外に使用してはならない。

6 前項の場合において、乙は、甲の承諾後速やかに、請負代金債権の譲渡によって得た資金の使途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。

第 3 条（検査） 乙は、契約の履行が完了したときは、甲への給付の前、甲の検査を受けなければならない。ただし、検査は、神戸市契約規則（昭和 39 年 3 月神戸市規則第 120 号）第 5 章第 2 節又は第 3 節その他の法令に定めるところにより行う。

2 前項の検査は、乙が履行届の提出があった日から 10 日（委託業務が工事である場合は、14 日）以内に行うものとする。

3 第 1 項の検査の結果、その給付の内容の全部又は一部がこの契約に違反し又は不当であることを発見したときは、甲は、乙に対し、その是正又は改善を求めることができる。この場合においては、前項の時期は、甲が乙から是正又は改善を終了したとして再度履行届の提出を受けた日から 10 日（工事である委託業務については、14 日）以内とする。

第 4 条（延滞満約金） 乙は、その責に帰すべき理由によって、頭書の履行期限内に契約を履行しないときは、契約金額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を延滞満約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の場合において、検査その他甲の都合によって経過した日数は、遅延日数に算入しない。

第 5 条（随時検査） 甲は、必要があると認める場合には、随時検査を行うことができる。

2 第 3 条第 1 項ただし書の規定は、前項の検査に準用する。

第 6 条（成果物） 委託業務の履行により有体物及び無体物（以下「成果物」という。）が作成されたときは、成果物に係る乙の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、甲に帰属し、乙は、甲が必要に応じて成果物の変更、削除その他の改変を行うことを了承するとし、甲の行為に対し、著作権人格権を行使しない。

2 乙は、甲の書面による承諾なくして、成果物を目的外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。委託期間等の終了の後又はこの契約が解除された後（以下「契約終了等の後」という。）においても、同様とする。

第 7 条（知的財産権等の保証） 乙は、甲に対し、成果物が第三者の知的財産権（特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産権に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利）等を侵害していないことを保証する。

2 乙の成果物が第三者の知的財産権等を侵害したときにおいて当該第三者から成果物の使用の差止め又は損害賠償を請求された場合、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。この場合において、乙は、当該第三者の知的財産権等を侵害しない方法により、新たな成果物を甲に無償で納入しなければならない。

第 8 条（危険負担） この契約の成果物について、当事者の双方の責めに帰することができない事由によって全部又は一部が滅失又は変質等したことにより乙の委託業務が履行できなかったときは、甲は、賠償を何らの催告なしに解除することができる。契約を解除しない場合でも、契約金の支払いを拒絶することができる。

第 9 条（契約不適合責任） 乙は、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない成果物を甲に給付したとき（給付を要しない場合にあつては、業務終了時に成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合は、甲の指定する期間内に替替え、補修その他の措置を講じなければならない。ただし、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合において、甲がその不適合を知った時から指定する期間内における旨を通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除を請求することができる。）

2 乙が、成果物の給付の時に前項の不適合を知り、又は重大な過失によつて知らなかったときは、頭書の担保期間に関わらず、乙は前項の責任を負う。

3 担保検査については、第 3 条第 1 項の規定を準用する。

第 10 条（業務責任者） 乙は、委託業務の履行に関し、委託業務の履行に係る責任者（以下「業務責任者」という。）を選任し、甲にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 乙は、前項で通知した事項に変更が生じたときは、速やかに、甲に対し、変更した事項を書面により通知しなければならない。

3 乙は、業務責任者に、乙の従業員その他委託業務に従事する者（以下単に「従業員」という。）の指揮監督を行わせるとともに、委託業務の履行の管理及び甲との連絡等に当たらせなければならない。

4 乙は、業務責任者が前項の業務を適正に行わないときその他甲が必要があると認めるときで甲が業務責任者の交代その他の措置を求めたときは、当該措置を履行しなければならない。

5 甲が乙に対して委託業務に関する急務を行つたときは、業務責任者に対して行うものとする。ただし、やむを得ず急を要する場合はこの限りでない。

第 11 条（監督） 甲は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項及び地方自治法施行令第 167 条の 15 第 1 項の規

定により、この契約の適正な履行を確保するため、立会い、指示その他の方法によつて必要な監督をするものとする。

2 甲は、必要があると認める場合には、乙による契約の履行について監督員を指定することができる。

3 監督員は、契約の適正な履行を確保するため、請書、その他関係書類に基づいて、乙又は代理人に対して必要な監督を行うものとする。

4 この請書に規定する甲の乙に対する指示、調査、監督等の権限は、前項の権限に基づいたものであって、これらの権限に基づき甲又は甲の職員が乙の従業員に対して直接指揮命令等を行うことができるものと解してはならない。

5 甲の乙に対する第 1 項の権限の行使は、急を要する場合を除くほか、原則として第 10 条の業務責任者を通じて行うものとする。

第 12 条（調査等） 甲は、この契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して報告を求め、調査を行い、又は適切な措置を求めることができる。

2 乙は、前項の規定により甲から報告を求められ、若しくは適切な措置を求められたときは、速やかにこれに応じ、又は甲から調査を受けたときはこれに協力しなければならない。

第 13 条（監督） 甲は、委託業務が情報処理業務である場合であつて、その履行に関し必要があると認めるときは、定期的又は随時に監督を行うことができる。

2 乙は、前項の監督に協力し、及び必要な情報を提供しなければならない。

第 14 条（事故発生時の報告義務等） 乙は、この契約の履行において事故が発生し、又は事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、委託業務の履行において事故が発生したときは、事故の事実関係その他の事項の公表を行うことができる。

第 15 条（契約終了等の後の措置） 乙は、委託業務を処理するに当たって甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した文書等その他の物品を善良な管理者の注意をもって管理し、契約終了等の後直ちに甲に返還し、又は引渡されなければならない。複製物についても同様とする。ただし、甲が別に書面により指示したときは、その方法によるものとする。

第 16 条（甲の解除権） 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、何ら催告なしに契約を解除することができる。

(1) 委託期間等の終了までに委託業務を履行しないとき、又はその見込みがないとき。

(2) 乙又はその使用人が、本市係員の指示、監督に従わず、職務の執行を妨けたとき。

(3) 乙が監督官庁から営業の取消し、停止その他これらに類する処分を受けたときその他契約の相手方として必要な資格が欠けたとき。

(4) 第 2 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項後段に違反したとき。

(5) 乙に支払ひの停止があつたとき、乙が手形交換所から取引停止処分を受けたとき又は乙に対して仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始（乙が株式会社である場合に限る。）若しくは特別清算手続開始（乙が株式会社である場合に限る。）の申立てがあつたとき。

(6) 乙が公租公課の滞納処分を受けたとき。

(7) 乙が甲に対するこの契約に基づき債務以外の債務について滞納し、その返済の見込みがないとき。

(8) 乙が事業譲渡、事業廃止その他の理由により委託業務に係る事業を行わなくなると認めるとき。

(9) 乙が法人その他の団体である場合にあっては、乙が合併、分割又は解散をすること。

(10) 乙が自然人である場合にあっては、乙が死亡し、若しくは行方不明となり、又は乙について後見開始、補任開始若しくは補助開始の審判請求の申立てがあつたとき。

(11) 乙が指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設の指定を取り消されたとき。

(12) 乙が指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、指定介護老人福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準、介護老人保健施設等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準、又は介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準に違反し、委託業務を適切に行うことが困難であると認められるとき。

(13) 前各号に掲げるもののほか、甲がこの契約の目的が達成することができないと認めるとき。

2 甲は、前項に定める場合を除くほか、やむを得ない必要があると認めるときは、契約を解除することができる。

3 甲は、前項の規定によりの契約を解除したときにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第 17 条（乙の解除権） 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

(1) 甲の都合による契約内容の変更により、契約金額が当初の 3 分の 2 以上減少することとなるとき。

(2) 甲の都合による契約内容の変更により、契約履行の中止日数が、当初の契約期間の 3 分の 1 以上となるとき。

第 18 条（個人情報等の保護） 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報という。）及び個人情報以外の秘密に係る情報その他甲が指定する情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、委託業務を処理するに当たつて、個人情報等を取り扱う際には、個人その他のものの権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

2 乙は、委託業務を処理するに当たつて知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らず、又は不当な目的に使用してはならない。

3 乙は、その使用する者が、在職中及び退職後において、委託業務を処理するに当たつて知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないように必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、委託業務を処理するに当たつて知り得た個人情報等その他の情報を、甲の書面による承諾を得ることなく目的外に使用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。

5 前 3 項の規定は、契約終了等の後においても、同様とする。

6 乙は、委託業務に係る個人情報等の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報等保護の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

7 乙は、甲から貸与された文書等を甲の書面による承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

8 乙は、前各項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。契約終了等の後においても、同様とする。

9 甲は、乙が委託業務を処理するに当たつて取り扱っている個人情報等の取扱状況について、必要があると認めるときは、乙に対し報告を求め、又はその検査をすることができる。

10 乙は、甲から前項の指示があつたときは、速やかにこれに従わなければならない。

11 乙は、委託業務を処理するに当たつて個人情報等を収集するときは、委託

事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

第 19 条（情報セキュリティポリシー等の遵守） 乙は、委託業務がネットワーク又は情報システムの開発、保守又はデータ処理その他情報処理に係る業務（以下「情報処理業務」という。）であるときは、この契約の履行に関し、神戸市情報セキュリティポリシーに定める事項を遵守しなければならない。

2 乙は、委託業務が個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報）を扱い、情報取扱う業務又は情報処理業務であるときは、この契約の履行に関し、情報セキュリティ遵守特記事項に記載された事項を遵守しなければならない。

第 20 条（暴力団等の排除に関する措置） 甲は、神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例に基づき、兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）に対して照会を行うことができる。乙は、甲の求めに応じて、照会にあつた必要となる事項について情報を提供しなければならない。

2 甲は、本部長からの回答又は通報（以下「回答等」という。）に基づき、乙が前項の一に該当する事実が明らかになったときは、何らの催告なしに、契約を解除することができる。

3 前項の規定に基づき契約を解除した場合、乙は、甲の指定する期間内に契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の 10 分の 1 に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約罰として甲に支払わなければならない。

4 乙が本条第 1 項に該当する旨の回答等を本部長から受けた場合、神戸市契約事務等から暴力団等を排除するため、甲は、その回答等の内容について、外郭団体等を含む甲の関係部局と情報を共有することができる。

5 乙が第 3 項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。

6 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第 21 条（適正な資金の支払に関する措置） 甲は、乙が雇用する労働者に

に対する賃金の支払について、乙が最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 4 条第 1 項の規定に違反したとして、検察官に送致されたときは、何らの催告なしに、契約を解除することができる。

2 第 1 項の規定に基づき契約を解除した場合、乙は、甲の指定する期間内に契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の 10 分の 1 に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約罰として甲に支払わなければならない。

3 乙が前項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。

4 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第 22 条（重要な契約義務違反に対する措置） 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲の指定する期間内に契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の 10 分の 1 に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約罰として甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができないものであると甲が認めるときは、この限りでない。

(1) 第 2 条第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項の規定に違反したとき

(2) 第 6 条第 2 項の規定に違反したとき

(3) 第 18 条の規定に違反したとき

(4) 第 19 条の規定に違反したとき

2 乙が前項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。

3 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第 23 条（損害賠償） 乙が契約上の義務の履行をしなかったとき又は義務の履行ができなかったときは、甲は、乙に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 第 4 条の規定による延滞満約金は、前項の損害賠償金としての遅延損害金の予定又はその一部に解する。

3 第 1 項の損害賠償金は、契約金額より控除することにより徴収できる。

第 24 条（第三者の損害） 乙がこの契約の履行に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者（甲の職員その他の従業員を含む。）に損害を与えた場合において、甲が同損害について第三者に賠償を行ったときは、甲は、乙に対し、第三者に賠償した金額の全額を請求することができる。

第 25 条（違約罰、延滞利息等） 第 20 条第 3 項、第 21 条第 2 項、並びに第 22 条第 1 項に規定する違約罰は、第 23 条の規定による損害賠償額の予定又はその一部に含めない。

2 第 20 条第 5 項、第 21 条第 3 項、並びに第 22 条第 2 項に規定する延滞利息は、第 4 条の規定による延滞満約金の予定又はその一部に含めない。

3 甲は、第 4 条、第 20 条第 3 項及び第 5 項、第 21 条第 2 項及び第 3 項、第 22 条第 1 項及び第 2 項に規定する延滞満約金、違約罰又は延滞利息を契約金額による充当により徴収することができる。

第 26 条（契約の変更等） 経済状況の著しい変化その他の予期することのできない異常な事態の発生により契約金額その他の契約内容が著しく不適当となつたときは、甲と乙が実情に応じ協議し、別途変更契約を締結することにより、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

第 27 条（専属的合意管轄その他権利） この契約又はこの契約に関連して生じた紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

2 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

4 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。

5 この契約の手続きにおいて使用する日時は、日本国の標準時を用いるものとする。

6 この契約における期間の定めについては、民法及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

7 この契約は、前各号の法令に準拠するものとする。

第 28 条（疑義の解釈） この契約について、疑義の生じた事項又はこの請書に定めのない事項については、神戸市契約規則及び委託契約約款、その他関係の法令によるほか、甲乙協議の上定めるものとする。

2 前項の規定は、この契約に基づき権利義務以外の権利義務をこの契約に係る変更契約を締結せずに設定できるものと解釈してはならない。